

令和2年(2020年)5月8日

生徒・保護者の皆様へ

田川高等学校長

### 緊急事態宣言延長期間における学校教育活動について（ご連絡）

県立学校については、5月10日まで一斉休業としているところですが、政府が緊急事態宣言の5月31日までの延長決定したことを踏まえ、本県においても新型コロナウイルス感染症県対策本部会議、県教育委員会より県立学校の緊急事態宣言延長期間における学校教育活動について示されました。これに基づいて本校においては下記のように対応しますのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1 緊急事態宣言延長期間中における教育活動について

##### (1) 5月22日(金)まで、一斉休業を延長

###### ① 5月11日(月)～5月15日(金)の期間

生徒は登校しませんが、生徒の状況把握等のための遠隔SHRを実施します。(11,12日試行、13～15日実施。詳細については担任より連絡します。)

###### ② 5月18日(月)～5月22日(金)の期間

学習支援等のための分散登校日を設定します。登校日は各学年とも週1～2日、半日以内の分散登校となります。授業は行わず家庭での学習の支援を行います。

##### (2) 5月25日(月)～5月29日(金)の期間

学年ごとに授業日を設定します。授業日は各学年とも週1～2日となります。授業日に該当しない学年は休業扱いとなります。

学習は家庭での自主学習が中心となるので、授業はそれを支援する内容を含みます。

#### 2 分散登校(5/18～5/29)の実施にあたって

- ・登校日は1日につき1つの学年のみ、学年を2つに分け1クラス20名以下として実施します。また、半日の登校となります。
- ・登下校に関しては、徒歩、自転車を基本として、家族等による送迎についても可能とします。その場合の乗降場所についてはロータリーとしてください。
- ・登校せず家庭で学習を進める学び方も可能です。この場合、欠席扱いとはなりません。
- ・緊急事態宣言期間中は分散登校時においても部活動、生徒会活動は行いません。

#### 3 感染症の拡大防止について

- ・教室の内外においても3密を避けてください。
- ・在校時、必ずマスクを着用してください。(マスク持参)
- ・学校で昼食をとることはできません。
- ・登校前に検温をし、発熱、風邪等の症状がある場合は登校を控えてください。
- ・校内で具合が悪くなった場合等の対応については、保護者のお迎えを基本とします。ご協力をお願いします。

#### 4 その他

- ・分散登校日、日程等の詳細については、各学年から13日(水)以降に連絡します。
- ・登校日に欠席する場合は、必ず学校(担任)に連絡してください。
- ・不安なことがある場合は、すみやかに担任、または学校に相談してください。